

## 患者送迎バス運行管理業務仕様書

### 1 業務内容

本業務の名称は「患者送迎バス運行管理業務」とする。

### 2 業務目的

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院周辺における，患者確保及び患者の利便性向上の観点から，交通手段を確保するため。

### 3 委託業務内容

- (1) 送迎バスの運行
- (2) 運行報告書の作成
- (3) 運行コースの作成企画
- (4) 事故処理全般及び委託者への報告
- (5) 上記のほか，当該業務の目的を達成するために必要な業務

### 4 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 5 受託者の要件

- (1) 安全運転を管理する責任者を配置していること。
- (2) 運転担当者の選定審査を行っていること。
- (3) 運転担当者の教育研修を実施していること。
- (4) 病院・学校等の送迎の実績があること。

### 6 提案書に特に含むべき内容

- (1) 安全運転を管理する責任者に関する事項
- (2) 運転者の選定審査に関する事項
- (3) 運転者の教育研修に関する事項
- (4) 運行コースの提案
- (5) 業者選定後から運行開始日までのスケジュール
- (6) 上記のほか，審査基準で挙げられている内容

### 7 運行管理日（稼働日数）

月曜日から金曜日の毎日

（ただし国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は運休）

### 8 運行コース

京都市立病院～阪急西院駅～ J R 丹波口駅のルートである。

ただし，より合理的な運行コースを設定することは妨げない。

### 9 運行管理時間

委託者において想定している基本条件は次のとおりである。

- (1) 第一便は 8 時 30 分に京都市立病院出発を設定すること。
- (2) 最終便が京都市立病院に到着する時刻を 17 時 00 分と設定すること。

- (3) ①及び②において計 14 便以上運行すること。  
これらの基本条件を遵守したうえで、最も効果的と思われる運行時間を提案すること。

基本条件を上回る提案も可とする。

#### 1 0 運賃

無料とする。

#### 1 1 運行車両

受託者においてマイクロバス（定員 15 名以上）1 台を患者送迎バス専用車両として準備すること。

#### 1 2 報告等

- (1) 受託者は業務日誌（乗務員・利用者数を記載したもの）を作成、保管し 1 箇月分をまとめた月報を作成のうえ、委託者に提出すること。
- (2) 委託者が求めた際には、運行実態が確認できる関係書類を速やかに提示すること。
- (3) 緊急時の連絡体制を整備し、事前に委託者へ提出すること。

#### 1 3 運行体制

- (1) 受託者は、業務を執行するに当たり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させること。
- (2) 運転中に事故が発生した場合は、受託者は直ちに事故調査をし、委託者へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。また、空白期間を作らないよう代車の手配を行うこと。なお、苦情についての対応も同様とする。
- (3) 受託者は運行ダイヤや運行ルートその他、受託事業に係る問合せに対し、誠意をもって対応すること。
- (4) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 車いすの介助については、（一定の条件下にて）行うこと。

#### 1 4 損害賠償について

- (1) バス運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、受託者がその保険の範囲でその責について対応すること。
- (2) 任意保険、その他必要な保険については受託者が加入するものとする。任意保険内容については、少なくとも下記の条件を満たすものとする。

①対人賠償	無制限
②対物賠償	無制限
③搭乗者傷害	500 万円/名
④人身傷害(無保険車障害 2 億円)	5, 000 万円
⑤車両	時価額

#### 1 5 その他

- (1) この仕様書に規定する事項は、法令及び監督官庁の指導に則り、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書によるものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が契約約款に基づき誠意を持って協議のうえ定めるものとする。